

# 機構会社 WG 議事メモ

平成 16 年 8 月 19 日

## ( 議事内容 )

### ( 機構と会社の取引の実体 )

#### [取替法]

取替でも修繕でも費用処理される。ただ、取替資産と認められれば、対象資産についてはいちいち費用処理が資産計上か検討する必要はなくなる。

取替資産は機構の所有にあるため、これに対する支出を、会社で資産計上するのは難しい。また、会社で修繕費用として処理するとしても、会社が所有していない資産の修繕費を計上することには、会計上はともかく、税務上は問題があり、税務当局との事前相談が必要ではないか。

道路の舗装取替えにかかる費用を会社の費用とする場合、高機能舗装化は、標準規格が変更されたことを根拠に、税務上修繕費として認められてもよいものである。税務当局と相談していくべき課題なのではないか。

#### [建設中の金利]

資金調達と建設工事が不可分な場合は、建設中の金利を原価とみる余地もあるが、無理に原価性を議論し、たな卸資産化する必要はないのではないか。

建設中の金利の処理は開始時の会計処理との整合性に留意する必要がある。例えば、土地への建設中金利の算入は、費用化の機会がなくなることから難しいのではないか。

建設中の金利について、機構が資産計上しない部分は、会社において立替金として資産計上するやり方もあるのではないか。

道路資産を移管する時点で、機構において資産に計上しない会社の立替金を費用化させると、機構の損益は工事完成の有無でより大きくぶれることとなる。機構において建設中の金利を每期費用処理していく工夫はないか。

道路帰属計画において定めれば、工事完了前に機構に資産を帰属させることができるが、これは工事部分のうち完成した道路がある場合に、その部分

を先行して部分的に供用することを想定している。

(リース)

需給変動等によって、貸付料を遡及して改定することはない。

貸付料が5年間固定なのか、1年毎に変動するのかによって、リース取引の考え方が異なる。

料金収入の変動について、その要因によっては、会社はリスクを負えない面がある。例えば、通行台数の変化のような外的要因による変動リスクについては、会社が負うものではないようである。

以 上